

# 障がい者コミュニケーション条例及び手話言語条例について

## 1 条例の検討について

平成28年1月から平成30年3月までの間に「手話・障がい者コミュニケーション検討委員会」を合計9回開催し、条例に盛り込むべき内容等について意見交換等しながら、条例の制定について検討しました。

## 2 障がい者コミュニケーション条例の概要について

条例は、平成29年10月4日の市議会本会議において可決成立し、同日公布されました。

### (1) 条例の名称

札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（略称：障がい者コミュニケーション条例）

### (2) 条例の目的

障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーションをしやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、もって共生社会を実現すること。

### (3) 施行日

平成29年12月1日（金）

### 3 札幌市手話言語条例の概要について

条例は、平成30年3月6日の市議会本会議において可決成立し、同日公布・施行されました。

#### (1) 条例の名称

札幌市手話言語条例

#### (2) 条例の目的

手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であるとの認識を普及すること。

#### (3) 施行日

平成30年3月6日（火）